

# 令和7年度奈良県地域防災計画検討委員会 議事録

1.日 時:令和7年9月8日(月)13時00分～14時30分

2.場 所:奈良県庁東棟2階災害対策本部室

3.出席者:

(委 員)河田座長、菅委員(Web)、照本委員、高橋委員、牧委員(Web)

※紅谷委員は当日欠席のため事前に意見聴取

(事務局)尾崎危機管理監、小島知事公室次長、森本福祉保険部次長

防災統括室 松南室長、西川主幹、福永室長補佐、梅野室長補佐、須和係長、

楠木主任主事、阪本主事

県民くらし課 染川課長

医師・看護師確保対策室 原室長補佐

4.議 題

(1)座長選任について

(2)令和7年度 奈良県地域防災計画の修正について

5.議事内容

(1)座長選任について

委員の互選により、河田委員が座長として選任された。

(2)令和7年度 奈良県地域防災計画の修正について

各委員からの主な意見は以下のとおり

(事務局より紅谷委員の意見を紹介)

○ 災害対策本部における配備区分AからC動員と警戒の違いを対外的に説明できるようにしておくべき。

○ 配備区分の名称は、対外的にも伝わるよう工夫すべき。

○ 配備区分警戒は、参集者が確定しているわけではなく、災害や被害の状況に応じて柔軟性、参集者を変更することを明記しておくべき。

○ 能登半島地震の教訓を踏まえた奈良県独自の取り組みを、地域防災計画に反映すべき。

○ 独自の取り組みについて、奈良県の特徴を踏まえては、例えば広域避難などの孤立集落対策を検討すべきではないか。

(河田座長)

○ 災害対策のベースは家庭内備蓄を増やす等の県民の自助となる。その自助で対応できない部分を公助で対応することとなるが、公助には限界もあり、公助は減らしていくべき。

○ 県地域防災計画を改定したからと言って、県民の防災スキルが簡単にアップするものではない。改

定内容を正しく県民に伝えるには、市町村やメディアを活用すべき。その上で、県民一人ひとりの防災への当事者意識や協力が必要。

(高橋委員)

- 県防災施策の進捗は、対外的な応援等で県職員が得た知見を計画に反映するものと理解。自分事化して、わかりやすい文章で県民にアピールしてもらいたい。

(照本委員)

- 奈良県の災害中間支援組織の構成員について知りたい。

(奈良県)

- 奈良県防災プラットフォーム連絡会として活動しており、事務局は県社会福祉協議会が担っている。

(照本委員)

- 国がJVOAD(特定非営利活動法人(認定NPO法人) 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク)と連携しているが、県は如何か。

(奈良県)

- 防災プラットフォーム連絡会のアドバイザーとして参画いただいている。

(照本委員)

- 避難所の生活環境の改善について、市町村かもしれないが災害関連死の視点も踏まえるべき。避難所では身体機能の低下が災害関連死に繋がることも示唆されている。避難所運営のマネジメントが大切である。
- 一般的に要配慮者には、高齢者や障害者が含まれる。子どもや女性も要配慮者に含まれることに留意願いたい。
- 広域防災拠点について、DMAT(災害派遣医療チーム)の受入について他分野との連携は考えないのか。

(奈良県)

- 多数の航空機との兼ね合いがあるのでノータム(航空従事者へ通知される航空関係施設や危険等に関する情報)の発行など航空運用調整が必要となると考える。また、SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)の拠点は面積を要するので、他の応援部隊とのとりあいなど他分野との調整を行う必要がある。これらの連携について、広域防災拠点運用計画の中で検討する予定。

(照本委員)

- 保健医療福祉調整本部の本部長が福祉保険部長に変更された理由は何か。

(奈良県)

- 医療政策局は、発災後すぐに対応することが多く、福祉保健は後になって対応が必要になってくる。まずは福祉保険部長が本部長になり、それをサポートするという形で医療政策局長が副本部長を担う形を取っている。

(照本委員)

- 発災時には指定外の避難所が活用される事態も想定される。そうした避難所にも物資が届くよう、事前に検討を進めておくべき。

(奈良県)

- 基本的には指定避難所が当該避難所外に避難している在宅避難者等の物資拠点となると認識している。また、令和7・8年度の2ヶ年で奈良県地震被害想定調査において、指定外避難所含めより具体的な検討を進める予定。

(牧委員)

- 備蓄物資の充実は良いが、保管場所・管理方法についても検討を進めておくべき。
- 保険医療福祉調整本部については、DMAT(災害派遣医療チーム)の役割も大きい。保健・医療・福祉をいかにうまくコーディネーションするかが重要であるため本部のありようについて検討を進められたい。また、発災時にはこの本部の活動スペースも県庁内に必要不可欠であることから、検討を進められたい。
- 北部拠点については、第3次奈良県地震被害想定調査の結果を踏まえ、位置含めてもう一度検討していただきたい。
- SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)について、奈良県には空港がないため大規模な空輸をどのようにしていくかが課題。
- 災害対策本部体制の設置基準について、県の判断することであるが、巨大地震注意は世間では通常業務を続けることとされている。

(菅委員)

- 被災者支援に関して、改正・災対法・災救法では、避難所等の場所・中心から人・中心への転換が強調された。これに伴い在宅避難者の把握・支援など、福祉的支援の体制づくりが課題になる。場所の整備と併せて検討されたい。
- 和歌山県は高齢化が進む集落の孤立対策も課題である。同じ半島地域で被災した能登半島地震では2次避難者に関して、県から市町村への情報提供に課題が残った。情報共有体制については、事前の検討が必要である。

(河田座長)

- 防災計画の改定は、国・県・市町村の順に改定されていく。その際、改定の主旨が抜け落ちる可能性がある。県の防災 HP に記載しにくい内容もあるかと思うので、検討委員会の HP を立ち上げて、不確かであっても県民に役立つ情報(県民が的確に判断する情報)等を提供してはどうか。
- 災害対策本部等の設置基準について、その理由を理解しておくべきである。例えば、震度 5 弱を基準とするのは避難所が開設される可能性があるためであり、大雨警報で警戒体制をとるのは、1時間 50mm以上の雨で、下水道の処理が難しくなり、床下浸水が始まるからである。
- 災害関連死には、停電・断水の影響が顕著。ただし、災害関連死は一指標として捉えるものであり、被害想定で算出される数値で一喜一憂するものではない。

以上